

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部停止について

下記の事業者について、介護保険法第77条第1項に基づき指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部を停止しますので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社シノノメ (所在地 福島県白河市)
- (2) 代表者 代表取締役 渡辺 力

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 名称 指定訪問介護事業所 シノノメ訪問介護事業所
- (2) 所在地 福島県白河市本町6 ワタナベビル2階
- (3) サービスの種類 訪問介護

3 処分内容 指定の効力の一部停止 (新規利用者の受入停止3か月)

4 処分期間 令和7年1月15日から令和7年4月14日まで

5 処分理由

不正請求 (介護保険法第77条第1項第6号)

当該事業所は、同一建物減算の基準を認識しながら、令和6年3月1日から別の建物内に拠点を置いた上でその建物に居住する利用者に対して訪問介護を行い、当該減算を適用せずに介護給付費を不正に請求し、受領した。

※同一建物減算とは、事業所と同一敷地内の建物にある有料老人ホーム等で、その建物内の利用者に対して訪問介護を行った場合、10%の減算をするもの。